

## 江北町地域活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 住民主導によるまちづくりを進めていくとともに、独創的、個性的な地域づくりを行う各種の事業を実施するために、江北町補助金等交付規則(平成18年3月17日規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、江北町地域活性化補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は次に掲げるものとする。

- (1) 自治会又は活動団体
  - (2) その他町長が適当と認める団体
- 2 補助対象者又は補助対象団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

(団体の要件)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 規約、会則等に基づいて民主的で適正な運営が行われていること
- (2) 活動の拠点が町内にあり公益的な活動を行うこと。
- (3) 2人以上の構成員があること。
- (4) 法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる地域づくり事業とは、次に掲げる事業とする。

事業メニュー	備考
(1) 交流促進事業 (イベント・交流事業)	
(2) 情報発信事業 (町外への情報発信・観光資源活用)	補助事業実施後、町のイベント等への協力ができる事業に限る
(3) 特産品開発事業 (特産品ブランド化・加工品開発)	
(4) 伝統芸能継承事業 (地区の伝統的祭り等の継承)	令和7年度限り (令和8年度以降廃止)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1件の申請に対する補助金の上限を30万円とし、地域活性化補助金審査会の審査を経て補助金を交付する。

2 次条の規定により算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金申請は、1団体につき1年度1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち別表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該経費が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 特定の個人又は法人の資産形成に直接つながるもの

(2) 物品販売等の営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの

(3) 補助金以外の補助事業等の制度を利用するもの

(4) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの

(5) 従来行っている団体の行事・活動や懇親会・親睦会に係るもの

(6) 補助金交付決定以前に支出したもの（領収書の日付が交付決定以前のもの）

(7) 領収書のないもの、領収書の宛名が補助対象者と異なるもの、領収書の品目・使途が不明なもの

(8) その他町長が不相当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申込兼交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 団体の規約、会則等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他町長が必要と認める資料

（交付の決定及び通知）

第 8 条 町長は、前条の申請を受理した時はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、地域活性化補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知し、不交付の決定をしたときは、地域活性化補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（内容の変更）

第 9 条 前条の決定通知を受けた者が、第 7 条の申請による事業計画書の内容を変更するときは、補助金事業変更承認申請書（様式第 6 号）を提出して町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の補助金事業変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、変更を承認するときは、地域活性化補助金変更承認決定通知書（様式第 7 号）により、承認しないときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 10 号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の内容がわかる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 町長は、前条の実績報告書を受理し、審査等を行い交付すべき補助金の額を確定して通知するものとする（様式第 11 号）。

（補助金等の支払い）

第 12 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、概算払いをすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により概算払をする場合は、原則として 2 期以上に分けて支払うものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 10 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以降の補助金について適用し、平成 28 年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 30 年 2 月 6 日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度以降の補助金について適用し、平成 29 年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度以降の補助金について適用し、令和 2 年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の補助金について適用し、令和 4 年度分までの補助金については、従前の例による。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の江北町地域活性化補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度以降の補助金について適用し、令和 6 年度分までの補助金については、従前の例による。

別表（第6条関係）補助対象経費

事業メニュー	上限額	補助対象経費		具体例
1. 交流促進事業 (イベント・交流事業)	30 万円	報償費	謝金	出演者謝金
		需用費	消耗品費	事務用品・コピー用紙
			燃料費	電気・ガス・ガソリン代
		原材料費	原材料費	食料（神事を除く）
		役務費	保険料	イベント保険
			手数料	銀行振込手数料
			通信運搬費	郵送代・宅急便
		委託料	印刷業務	チラシ・ポスター印刷
			制作業務	のぼり・看板等製作
			設置業務	会場・音響設置
			警備業務	交通警備
使用料及び 賃借料	会場使用料	ネイブル・みんなの公園		
	借上料	リースによる物品借上げ		
備品購入費	備品購入費	イベントに必要な備品		
2. 情報発信事業 (町外への情報発信・観光資源活用)	30 万円	需用費	消耗品費	事務用品・コピー用紙
		役務費	手数料	銀行振込手数料
			通信運搬費	郵送代・宅急便
		委託料	印刷業務	観光マップ
			制作業務	観光看板・観光動画
設置業務	散策路・イルミネーション			
3. 特産品開発事業 (特産品ブランド化・加工品開発)	30 万円	旅費	研修旅費	特産品PRイベント参加
		役務費	手数料	銀行振込手数料
		委託料	制作業務	ラベルデザイン作成
			開発業務	加工品開発
4. 伝統芸能継承事業 (地区の伝統的祭り等の継承) ※令和7年度限り (令和8年度以降廃止)	30 万円	需用費	消耗品費	衣装・道具（簡素なもの） 事務用品・コピー用紙
			燃料費	電気・ガス・ガソリン代
			修繕費	太鼓・笛修繕
		役務費	手数料	銀行振込手数料
			通信運搬費	郵送代・宅急便
		委託料	印刷業務	チラシ・ポスター印刷
			制作業務	浮立編曲・のぼり・看板等製作
			設置業務	会場・音響設置
		備品購入費	備品購入費	法被・衣装・道具・太鼓・笛